四　借入金の利率
五　借入金の償還の方法及び期限
六　利息の支払の方法及び期限
七　前各号に掲げるもののほか、借入れに関し必要な事項
（余裕金の運用方法）
第二十二条　法第六十七条第三号の方法は、金銭の信託（元本の損失を補てんする契約があるものに限る。）とする。
（会計規程）
第二十三条　機構は、その財務及び会計に関し、会計規程を定めなければならない。
２　前項の会計規程を定めるときは、あらかじめ、経済産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

附　則

（施行期日）
１　この省令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月十六日）から施行する。
（経過措置）
２　法附則第六条の別に法律で定める日の前日までの間は、第十一条の規定の適用については、第十一条中「第五十四条第一項各号」とあるのは、「第五十四条第一項第四号及び第五号（同項第四号に係る部分に限る。）」とする。
３　機構がその成立の日の属する事業年度の予算の認可を受けようとする場合における第七条第一項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「次に」とあるのは「第二号及び第三号に」と、同項第三号中「前二号」とあるのは「前号」とする。

○経済産業省令第五号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二十五号）の施行に伴い、経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月二日

経済産業大臣　齋藤　健

経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令

経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令（令和五年経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（供給確保計画の認定の申請） **第二条**　法第九条第一項の規定により供給確保計画（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号。以下この項及び第五条において「令」という。）第一条第三号から第十号まで及び第十二号に掲げる特定重要物資に係るものに限る。以下同じ。）の認定を受けようとする者（以下この条及び第四条において「申請者」という。）は、様式第一による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 ２～４　［略］	（供給確保計画の認定の申請） **第二条**　法第九条第一項の規定により供給確保計画（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号。以下この項及び第九条において「令」という。）第一条第三号から第十号までに掲げる特定重要物資に係るものに限る。以下同じ。）の認定を受けようとする者（以下この条及び第四条において「申請者」という。）は、様式第一による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 ２～４　［略］
（認定供給確保計画の変更に係る認定の申請及び認定） **第五条**　法第十条第一項本文の規定により認定供給確保計画（令第一条第三号から第十号まで及び第十二号に掲げる特定重要物資に係るものに限る。以下同じ。）の変更の認定を受けようとする認定供給確保事業者（以下この条において「変更申請者」という。）は、様式第五による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 ２～６　［略］	（認定供給確保計画の変更に係る認定の申請及び認定） **第五条**　法第十条第一項本文の規定により認定供給確保計画（令第一条第三号から第十号までに掲げる特定重要物資に係るものに限る。以下同じ。）の変更の認定を受けようとする認定供給確保事業者（以下この条において「変更申請者」という。）は、様式第五による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 ２～６　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

様式第一中「貸借対照表」を「最近三期間の貸借対照表」に、「損益計算書」を「最近三期間の損益計算書」に改める。

附　則

この省令は、令和六年二月二日から施行する。